

3. (4) 美波町消費者被害防止ネットワーク

徳島県 美波町

自主防災組織との連携できめ細やかな見守りを

地方公共団体の基礎データ

人 口	6,449人
高 齢 化 率	48.7%
面 積	140.7km ²
消費者行政担当職員数(消費生活相談員数を除く) : 1人	
センター名称 (広域連携)	阿南市消費生活センター(阿南市内) (阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町)
消費生活相談員数 : 2人	消費生活相談件数 : 485件 (平成29年度)
開 所 日 (祝日・年末年始除く)	週5日開所 (月・火・水・木・金)



美波町

※平成31年4月1日現在

地方公共団体の紹介

美波町は、平成18年に日和佐町と由岐町が合併して誕生しました。徳島県の南東部に位置し、太平洋に臨んでいます。沿岸では平均気温が約16度になり、真冬でも海水温が10度以下に下がることはなく、冬でも暖かな気候です。産業は古くから漁業が中心であり、漁具・漁法が発達し、延縄や定置網、和船の建造などが工夫されてきました。

海岸線は風光明媚なリアス式海岸で、千羽海産やアカウミガメの産卵地として知られる大浜海岸などがあり、「室戸阿南海岸国定公園」に指定されています。また、四国霊場第23番札所薬王寺の門前町として栄えてきた歴史、文化のある町です。

協議会の基礎データ

設 置 年 月 日	平成30年12月25日
事 務 局	総務課
構 成 団 体 数	12団体
設 置 要 綱	有り



設立会議の様子

3. (4) 美波町消費者被害防止ネットワーク

徳島県 美波町

設置の背景

当町では、平成25年に町の総合計画を策定し、「住んで良かった」と実感できるまちづくりを進めています。その中でも、高齢者福祉の充実は非常に重要な位置付けとなっています。高齢化率は既に48%を超えており、過疎化・高齢化がかなり進んでいます。架空請求のハガキ等が高齢者宅に送られるといった事案が当町でも発生し、田舎だから安心ということはないと感じました。

消費者被害に遭った方が自ら被害に気付き、センターや警察に相談をするだけでは被害の未然・拡大防止への対応は十分とはいえず、組織としてしっかり取り組む必要性を感じている中、県から協議会の設置を勧められました。そして、消費者被害防止に取り組む組織を作るのであれば、既に福祉部局が行っている見守り活動と連携を図る必要があると考えました。福祉部局を始めとした庁内の関係部局が連携するとともに、地域の方にも御協力いただき、地域全体で住民を見守る体制を構築し、住民が安全に、また、安心して暮らせるようにしたいと考え、協議会の設置に至りました。

総務課（消費者行政部局）が中心の組織

新規

徳島県では、既にほかの市町村で協議会の設置が進められており、参考にできることがたくさんあったため、迅速に設置できると思いました。民生児童委員協議会や地域包括支援センターが消費者被害を発見した際、これまでもセンターにつないでいました。組織ごとでの見守り体制は既に機能しているため、これまでの取組をいかしつつ、横の連携を図る組織を作るのであれば、他の部局にお願いするよりも、消費者行政担当課である総務課が事務局となった方がスピード感を持って進められると考え、当課が中心となり**新規**で協議会を設置することにしました。

構成員について

◆選定のポイント

まず、以前から高齢者の見守り活動をしている民生児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センターに参画を依頼しました。また、**町内には自主防災組織が全部で33あり、きめ細やかに地域の高齢者を見守っているため、自主防災会連合会には是非参画をしていただきたい**と考え、参画を依頼しました。

老人クラブ連合会については、日常的に高齢者が集まり、会話をする中で、架空請求のハガキや電話勧誘販売などの話題が出やすく、消費者被害防止のための情報共有、普及・啓発につながると考え、参画を依頼しました。

教育委員会には、職員同士の雑談の中で、「消費者被害は高齢者だけではない。」、「子どももスマートフォンを持っており、インターネットなどで被害に遭う可能性がある。」との話を聞き、参画していただくことになりました。

3. (4) 美波町消費者被害防止ネットワーク

徳島県 美波町

警察署には、特殊詐欺などの被害防止への協力という観点から、阿南郵便局には、郵便物がたまっていないかなどのチェックという観点から、身体障害者連合会には、設置要綱第1条において、障がい者を高齢者と同様に特に配慮を要する者と位置付けていることから、それぞれ参画を依頼しました。

◆参画依頼時の構成員の反応

普段から高齢者の見守り活動を行っていることもあり、協議会の参画依頼をした際には「それは良いことだ。」とっていただき、どこからも反対されることはありませんでした。

◆今後の予定

金融機関については、特殊詐欺被害への対策のため、参画依頼を検討しましたが、しばらくは設置要綱第5条に基づき、他機関との連携を図ることで進めていきたいと考え、設立の際には参画依頼はしませんでした。今後、協議会の中で組織を拡大していくことも検討したいと考えています。

スケジュール

H30 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5月から 既存のネットワークの洗い出しや設置方法について検討		7月から 福祉部局からのヒアリング、協議		9月から ・設立に向けた課内協議 ・構成員の選定 ・設置要綱案の作成		11月から ・町長協議 ・構成員への合意形成 (担当課長・担当者が個別訪問等により依頼)	12/25 設置

見守りネットワークイメージ図



3. (4) 美波町消費者被害防止ネットワーク

徳島県 美波町

個人情報の取扱い

有り

構成員が異変に気付いた際には、個人情報を含めた形でセンター等へ通報してもらいます。
また、協議会の中で、未然に被害を防げたケースも含めた消費者被害に関する情報を扱う際は、事案ごとに必要な構成員間で情報共有したいと考えています。

苦労した点・工夫した点 など

協議会への参画依頼をする際には、**協議会設置に関する趣旨などを記載した概要説明書を作成し、設置の必要性や当町の考え方、構成団体の案や活動予定などを説明**しました。既に徳島県を含む各市町村での協議会の設置が進んでいたことや、当町での見守り体制の土台ができていたこともあり、スムーズに設置することができました。

今後の活動・課題 など

◆今後の活動

- ・年1～2回程度、協議会を開催し、構成員間で情報交換を行いたいと考えています。

◆課題

構成員間での連絡方法や注意喚起チラシなどの情報提供の方法について考えていきたいです。

担当者の声

当町の高齢者宅にも架空請求ハガキ等が届いており、田舎が安全であるということはもちろんと感じています。消費者被害に遭わないよう、消費者被害を未然に防ぐということを第一に考えて活動していきたいと考えています。

協議会の設置に当たっては、小さな町なので、消費者部局である当課でも各組織の見守り体制について把握できており、連携しやすかったと思います。徳島県や消費者庁からの細やかな情報提供（設置事例集 in 徳島、設置要綱）があり、大変参考になりました。

また、協議会の設置に当たり、普段は直接話を聞く機会のない他の市町村の担当者と連絡を取ることができるようになり、横の連携が図れるようになりました。消費者行政の業務を通して、他の市町村の職員と話ができるのはとても有り難いことです。今後も、他の市町村とも連携を図りながら、進めていきたいと考えています。

3. (4) 美波町消費者被害防止ネットワーク

徳島県 美波町

美波町消費者被害防止ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 町民の消費生活において特に配慮を要する高齢者や障がい者等の消費者被害防止を図るため、関係機関・団体等（以下「構成機関」という。）が連携して、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とした「美波町消費者被害防止ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(組織)

第2条 ネットワークは、別表に掲げる構成機関により構成する。

(消費者安全確保地域協議会)

第3条 ネットワークは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

(活動内容)

第4条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者被害の現況や対策に関する情報交換
- (2) 消費者被害防止対策の普及、啓発及び広報
- (3) 消費者被害防止のための見守り活動及び連携
- (4) その他消費者被害防止のために必要と認められる活動

(他機関との連携)

第5条 ネットワークは、その目的を達成するため、他の関係機関との連携を図るものとする。この場合において協議会が必要と認めたときは、構成機関以外の関係機関に対し、協力を求めることができる。

(会長)

第6条 ネットワークに会長を置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 ネットワークの会議は、消費者被害防止活動等を円滑に推進するため、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。

3.(4) 美波町消費者被害防止ネットワーク

徳島県 美波町

(秘密保持義務)

第8条 ネットワークの活動及び事務に従事する者又は従事していた者は、協議会の活動等に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 ネットワークの庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月25日から施行する。

3.(4) 美波町消費者被害防止ネットワーク

徳島県 美波町

美波町消費者被害防止ネットワーク 構成員一覧

別表（第2条関係）

1	美波町消費者協会
2	美波町老人クラブ連合会
3	美波町身体障害者連合会
4	美波町民生児童委員協議会
5	社会福祉法人美波町社会福祉協議会
6	美波町自主防災会連合会
7	日本郵便株式会社阿南郵便局
8	牟岐警察署
9	阿南市消費生活センター
10	美波町地域包括支援センター
11	美波町教育委員会
12	美波町総務課